

「健康医療情報が拓く未来会議」発足記念シンポジウム データ活用で医療を進化

医療イノベーションに向けて産官学医でつくる「健康医療情報が拓く未来会議」が2月28日、野村総合研究所(東京・千代田)で発足記念シンポジウムを開いた。日本の医療が抱える課題を「情報」の観点から捉え直すことで新たな展望が開けるのではないかと、シンポジウムには産官学医のキーパーソンが登場し、国民・患者中心の健康医療情報社会の実現について、データの蓄積・連携の在り方や必要な法整備など最近の動向を踏まえて未来を展望した。

来賓挨拶

国の責任大きい

最新の治療法を選択し、治療を受けるためには、医療情報のプラットフォーム化が必要不可欠だ。これは国の責任において行うべきだと考えている。現在我が国が持っている



参議院議員
三原じゅん子氏

る健康医療情報の活用方法や個人情報保護の観点についても検討すべき点が多々あると認識している。
リアルワールドデータ(RWD)のエビデンス化により、治療の時間・経費の節約にもつながり、災害やパンデミックへの迅速な対応も可能となる。
このシンポジウムをスタートとして医療DXを進めることが、我が国の医療の飛躍的な進化、および健康で安心安全な社会の推進につながることを確信している。

情報連携を推進

現行の医療において、最先端の医療情報の便益は国民に十分に享受されていない。次世代医療基盤法が改正され、仮加工医療情報が創設されたことにより状況は大きく前進したと感じている。



衆議院議員
三ツ林裕巳氏

進んだと感じている。今後はさらに安全を担保しながら、より多様な情報を連携していく必要がある。特に電子カルテの標準化は、国がしっかりと予算を出して推進しなければならぬ。
次世代医療基盤法の改正などが進んでいく中で、本会議が国の政策を後押しする役割を担うと期待している。引き続き様々な提言を行い、今後国民が医療情報を享受できる状態を目指し、我が国の健康長寿に資するよう貢献していく。



第一線の専門家が最新事情を解説した

挨拶

健康医療情報が拓く未来会議
共同代表

永井 良三氏



医療は当面のサービス面だけでなく、制度の持続性も重要である。
皆保険制度を少子高齢化の中で持続させるためにも、データが重要な役割を果たす。次世代医療基盤法にはまだ

一体となって 成功事例をつくる

課題があるが、まずは現行の制度をうまく使う努力が必要である。
成功事例をつくるには、研究者だけでなく、行政、国民、企業が一体となった活動が求められる。そのため予算も必要となる。
日本が世界に伍していくためには、めにも自律的な社会をつくり、不確実な時代の将来を予測するために健康医療情報が必要であることを、今後も継続して発信していく。

基調講演

内閣府 健康・医療戦略推進事務次長
(兼) 内閣官房内閣審議官

竹林 経治氏



医療分野の研究開発や新産業の創出を促進することが、健康・医療データの活用イニシアチブ。RWDを迅速な研究成果の発表や薬事承認への活用につなげている例が出始めた。
次世代医療基盤法は、健診結果やカルテなど個々人の医療

療情報を匿名加工し、医療分野の研究開発での活用を促進する。医療情報の第三者提供に際してあらかじめ同意を求め、個人情報保護法の特別法である。
次世代医療基盤法の活用推進に関する施策への協力が必要な改正点。

情報活用へ 仕組み創設

創設、ナショナルデータベース(NDB)などの公的データベースとの連携、医療情報を活用した研究の可能性がさらに広がる。
今後は改正次世代医療基盤法の円滑な施行、利用可能なデータの拡充、RWDの薬事承認への活用に向けた調整・検討を進めていく。本制度を前向きに活用してほしい。

ワーキンググループ活動報告



RWD/RWE
薬事承認活用研究WG
主査

大津 敦氏



医療情報法制度研究WG
主査

米村 滋人氏



ゲノムのある診療室研究WG
共同主査

井本 逸勢氏

健康医療情報が拓く未来会議は、課題ごとにワーキンググループ(WG)を設置し、医療イノベーションに向けた検討を進めている。
WG1はRWD・リアルワールドエビデンス(RWE)を用いた薬事承認の実現による治療コスト・薬剤費の削減、②新たな創薬・最適化治療開発基盤の構築——を目的とする。大津主査は「ラセボがない治療での薬事承認取得方法論の提言や、民間事業者と大規模

臨床ゲノム・マルチオミックスデータベースの構築を進めていると報告した。
WG2は、治療・市販後の調査に使える医療の価値共創プラットフォームの構築を目的とする。全国医療情報プラットフォームと民間サービスとAPIで接続し、連携したデータを、次世代医療基盤法認定事業者を介して2次利用へつなぐ。官民連携事業として具体化したいと黒田主査は説明した。

新しい医療 具体化へ前進

WG3は、近未来の医療・医療情報に適した法制度を設計・提案する。米村主査は個人情報保護法の規制思想を医療情報・ゲノム情報に当てはめることに無理があるとして、基本的な規制思想の転換と実務的な障壁の除去が求められると指摘した。
WG4は「ゲノムのある診療室」の実現を目指す。臨床的解釈を経て蓄積された高品質なレジデンデータベースを一元的に構築し、医療現場で利用できる仕組みを検討。共同主査の加藤氏・井本氏は、ゲノム医療推進法の基本計画に法整備の必要性を書き込むことが望ましいとした。
ビジョン検討委員会の山本氏は出口規制により患者の権利保護を確保した上で、医療機関の負担軽減が重要だと指摘。患者主体の医療DX、ヘルスシステム(LHS)を実現し、医療の質を高めたという活動報告を結んだ。



医療の価値共創
デジタルプラットフォーム
研究WG 主査

黒田 知宏氏



ゲノムのある診療室研究WG
共同主査

加藤 和人氏



ビジョン検討委員会
委員長

山本 隆一氏

講演

健康医療情報が拓く未来会議
共同代表

河内山 哲朗氏



健康医療情報は、コロナ禍や震災などの非常時に極めて重要となる。こうした事態に備え、平時から健康医療情報を適切に管理する必要がある。

2022年の「医療DX令和ビジョン2030」以来、「全国医療情報プラットフォーム」の創設、電子カルテ情報の標準化、「診療報酬改定DX」の取り組みが進められている。これらに加えるべき点について、目指すべき未来のビジョンに基づいて提言する。1点目は、プライバシーな

権利への配慮 品質確保が鍵

2点目は、健康医療データの品質の確保。日本には多くの医療データベースが存在するが、科学的な妥当性を担保し、正しいコミュニケーションの根拠とするには、各データベースにおいて目的に即した適切な質・量のデータが活用可能な状態であることが求められる。
生成AIなどを含む新技術活用のためのルール整備は、早期に取り組みが必要である。



写真左から：野村総合研究所未来創発センター長・神尾文彦氏(モアレーター)、永井良三氏、竹林経治氏、情報・システム研究機構(ROIS)機構長・喜連川優氏、慶應義塾大学教授・未来会議ビジョン策定WG主査・宮田裕章氏、日本製薬工業協会副会長・岡田安史氏、日本医療機器産業連合会会長・渡部眞也氏

法整備や国民の理解不可欠

有識者によるパネルディスカッションでは、健康医療情報の活用に向けた課題や、実現が期待される社会の姿について多角的に議論した。
健康医療情報を効果的に活用するには、データの蓄積と関連法の整備が必要だ。永井氏は、パーソナル・ヘルス・レコード(PHR)やウェアラブル端末のデータなども連携する必要があると述べた。
竹林氏は、次世代医療基盤法の改正で次世代法データベースとNDBなどの公的データベースが連結すると研究の可能性が広がることを強調。連結対象が匿名加工医療情報に限られ、ゲノム情報を扱えないなどの課題は残るが、活用方法を考えようとした。岡田氏は法整備の必要性に触れた。医薬品業界の立場から、データ利活用者である産業界の意見を取り入れることへの期待を述べた。一方、渡